

令和6年度介護予防ケアマネジメント作成研修

～基本事項および新たな通所サービスのケアマネジメントを中心に～



令和6年4月24日
豊島区高齢者福祉課 基幹型センターグループ
前場 徳世

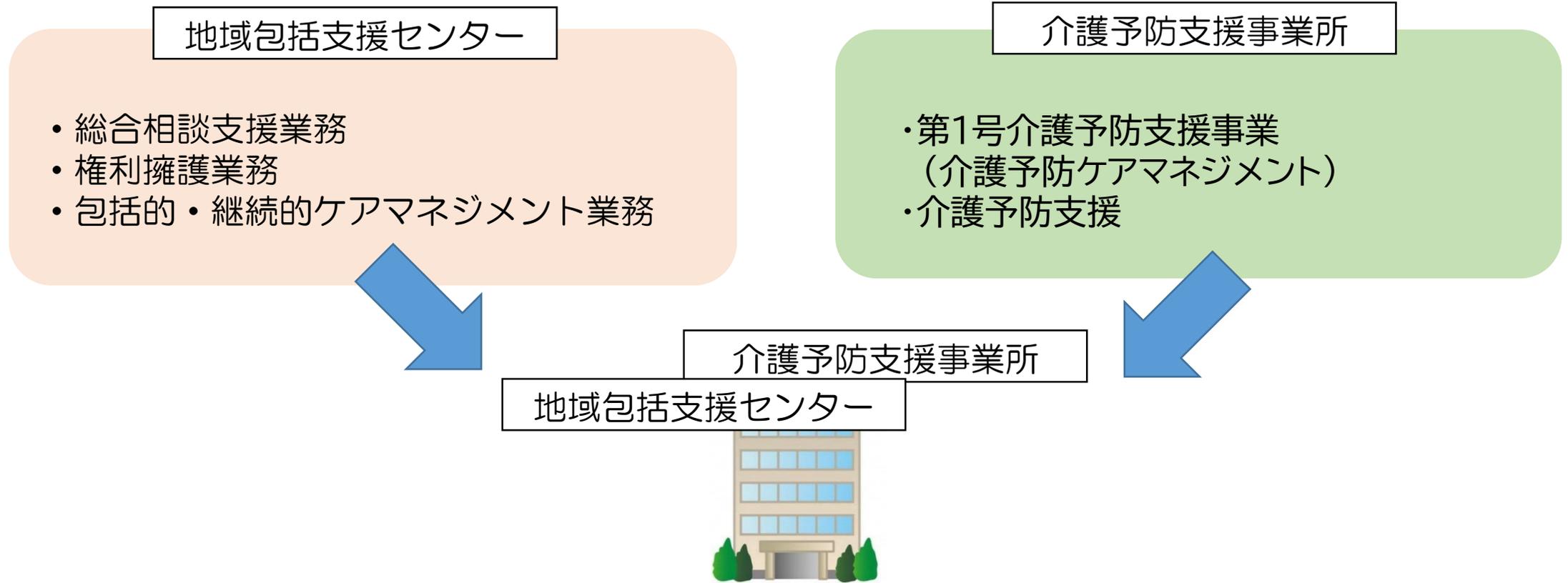


本日の内容について

1. 令和6年度介護保険法施行規則改正の一部
「介護予防支援の指定対象の拡大」について（参考資料）
 2. 豊島区自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する基本方針について
 3. 介護予防ケアマネジメント実施の手順
①類型の概要 ②委託について ③委託時業務プロセス
 4. 帳票の取扱いについて ①変更点 ②包括とのやり取り
 5. 運用上の注意点について ①生活保護との関連 ②暫定プラン
 6. 社会資源の活用
 7. 総合事業を効果的に活用した事例・新たな通所サービスの活用方法
①短期集中通所サービス（C）
②「としま入浴通所サービス」（豊島区委託事業）のケアマネジメント
- ※ 限られた時間のため、お手元の資料（豊島区介護予防ケアマネジメントマニュアル・帳票集・資料集）にてご確認をお願いします。

1. 令和6年度介護保険法施行規則改正の一部（現時点）

地域包括支援センターと介護予防支援事業所①



地域包括支援センターは、介護予防支援事業所としての指定を受けており、いわば、包括的支援事業と介護予防支援業務（予防給付のケアマネジメント）の「2枚看板」となっています。

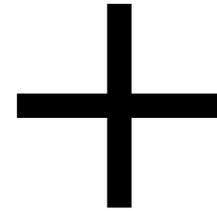
1. 令和6年度改正の一部「介護予防支援の指定対象の拡大」

地域包括支援センターと介護予防支援事業所②

そのため、人員は…

■包括的支援事業に係る人員基準

○第1号被保険者3,000人～6,000人ごとに、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員を最低限各1人

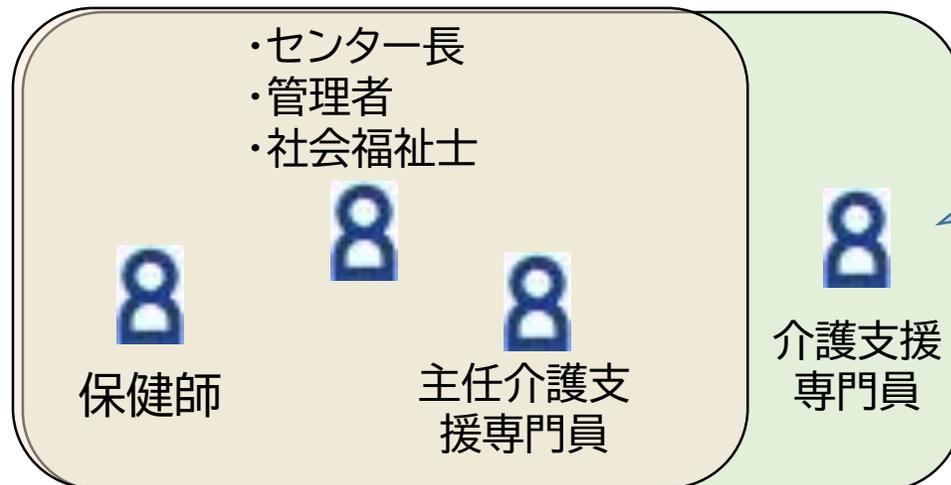


■介護予防支援の人員基準

◎次に掲げる職種のうちから「必要な数」
〔要件〕

- ・保健師
- ・社会福祉士
- ・3年以上経験の社会福祉主事
- ・介護支援専門員
- ・経験ある看護師

※人員配置の例



令和6年4月1日～

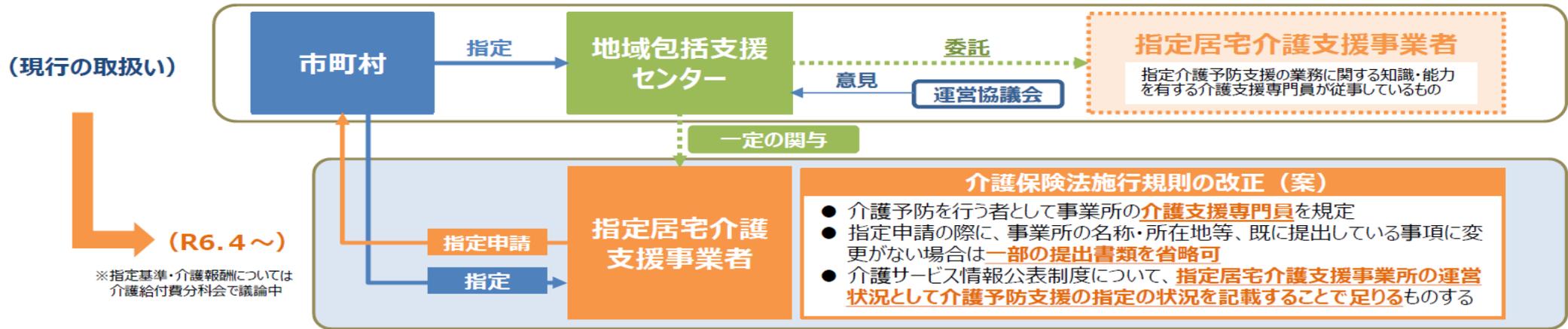
指定居宅介護支援事業所が**介護予防支援の指定の手続き**を行い、従来の地域包括支援センターからの委託ではなく、直接介護予防プランを担当できるようになりました。

介護予防支援の指定対象の拡大 (介護保険法施行規則の改正)

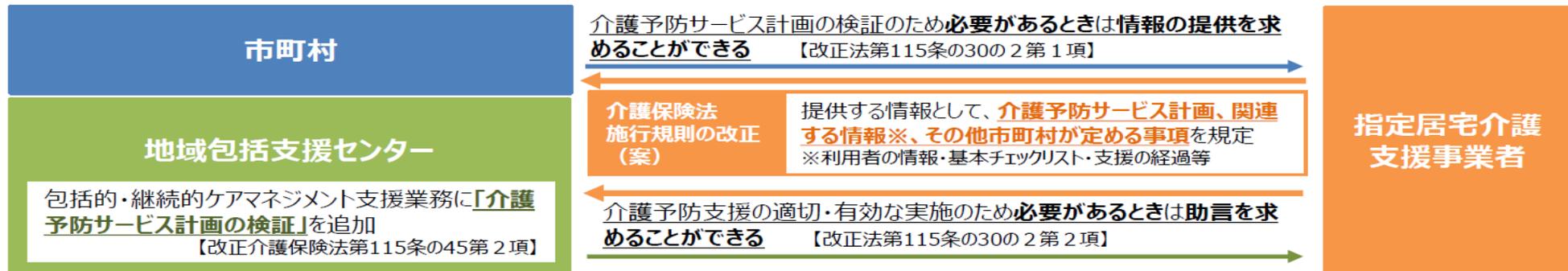
「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会)

○ こうした地域包括支援センターの業務負担軽減を進めるに当たり、保険給付として行う介護予防支援について、地域包括支援センターが地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であることを踏まえ、介護予防支援の実施状況の把握を含め、**地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当**である。

1. 指定居宅介護支援事業者が、介護予防支援の指定を受けて実施する場合の所要の手続き等



2. 指定介護予防支援事業者に対する地域包括支援センターの一定の関与



居宅の指定および介護予防支援業務のプロセスについて

・豊島区において現時点で決まっていること

- 1) 区の指定手続き（新規・更新・変更）…**介護保険課事業者指定グループ**
- 2) 指定の要件…居宅の指定／法人の登記事項に事業名の記載／1以上の必要員数
／管理者が主任介護支援専門員

※あらかじめ、豊島区が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じたのち、指定となる。

- 3) 介護予防サービス計画作成届出書の提出…**介護保険課給付グループ**
- 4) 注意事項…
 - ①提供拒否の禁止
 - ②指定は介護予防支援のみ。介護予防ケアマネジメントに変更となる場合は包括からの業務委託となりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

・社会保障審議会【109回】資料等によると、ケアプランの検証のため「包括の一定の関与」「区への情報提供」も示されており、介護予防支援業務のプロセスを含めて今後検討していきます。

2.豊島区自立支援・重度化防止等に資する ケアマネジメントに関する基本方針について

豊島区介護予防ケアマネジメントマニュアル（令和6年4月）

配布資料4_P3～6参照

- 「豊島区ケアマネジメントに関する基本方針」（令和2年1月）
- 豊島区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成27年3月20日条例第14号）
- 自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントの基本的な考え方
介護保険最新情報Vol.685「多職種による自立に向けたケアプランに係る議論の手引き」

3.介護予防ケアマネジメント実施の手順

①ケアマネジメント類型の概要

配布資料4_P12 もしくは 配布資料5_P4参照

豊島区の介護予防ケアマネジメントはA・B・Cの3類型。

ケアマネジメントBまたはCに該当するのは短期集中サービスや住民主体のサービス等を単独・併用で利用する場合のみ。

【令和5年4月から一部の運用を変更】

- 【主な変更点】 ・ケアマネジメント（B・C）の概要及び期間の整理。
- ・ケアマネジメントに使用する帳票の整理。

【令和6年4月から、ケアマネジメントA・B・Cそれぞれのケアプラン帳票の整理ができ、新たに入浴サービスの位置づけを明確化】

- 【主な変更点】 ・介護予防ケアマネジメントAの帳票は東京都推奨様式（A～F表）に統一（国様式もOK）
- ・新たな通所サービス「としま入浴通所サービス」豊島区委託事業はケアマネジメントAにて行う。
- ・入浴サービス利用時のケアプランへの位置づけ

介護予防ケアマネジメント類型一覧表 豊島区高齢者福祉課（令和6年4月）

資料1

類型	再委託	概要	対応サービス	ケアマネジメントプロセス				プラン帳票	プランの期間	
ケアマネジメントA (原則的なケアマネジメント)	可	介護予防支援と同様	<ul style="list-style-type: none"> 指定事業者のサービスを単独利用の場合 指定事業者のサービスと下記に記載のサービスを併用する場合 としま入浴通所サービスを単独利用・又は下記に記載のサービスを併用する場合 		開始月	翌月	以降	プラン期間終了月	利用者基本情報 東京都様式（A～F表）推奨 支援経過記録表 ※国様式の使用可	目標達成に必要な期間 ・認定の有効期間をまたがないように配慮し最大1年までを目安とする
				サービス担当者会議	○	×	×	○		
				モニタリング	—	○	○	○ 評価		
				※介護予防支援と同様						
ケアマネジメントB (簡略化したケアマネジメント)	不可	セルフマネジメントの継続に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> 短期集中サービスを単独で利用の場合 短期集中サービスと下記に記載のサービスを併用する場合 	サービス担当者会議	○	×	×	プラン変更時 ○	利用者基本情報 すこやか生活プラン（A表） 豊島区ケアマネジメント（表・裏） 支援経過記録表 評価（F表）	目標達成に必要な期間 ・認定の有効期間をまたがないように配慮し最大1年までを目安とする
				モニタリング	必要時○ (※通所型：事業者と本人の終了時評価に立会いのご協力をお願いします)			○ 評価※		
ケアマネジメントC (初回のみケアマネジメント)	不可	本人の自立支援に向けたセルフプラン作成支援	<ul style="list-style-type: none"> *印のサービスのみ利用の場合 *住民主体のサービス 通所B・訪問B *一般介護予防事業 *民間や地域の通いの場など 	サービス担当者会議	× (訪問型：サービス開始時に立会いにご協力をお願いします)			利用者基本情報 「私のプラン」 豊島区ケアマネジメント（表・裏） 支援経過記録表 (介護予防手帳を渡す)		
				モニタリング	×					

帳票の変更は後ほど「4.ケアマネジメントA帳票の取扱い」で説明します。

※ ケアマネジメントAのプラン帳票については、東京都様式に変えて、国様式である「介護予防サービス・支援計画書」「介護予防支援経過記録」「介護予防サービス・支援 評価表」の使用可

類型別 必要な帳票一覧表（令和6年4月）

類型	介護予防支援	介護予防ケアマネジメント ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメント ケアマネジメントB	介護予防ケアマネジメント ケアマネジメントC
プロセス	帳票名称			
作成届	介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書			
アセスメント	（閲覧用）認定調査票・主治医意見書（要支援の方のみ）			
	利用者基本情報			
	基本チェックリスト		豊島区アセスメントシート（表・裏）	
	アセスメント（任意様式）			
プラン	サービス計画書（A～C表）		すこやか生活プラン （1号様式）	私のプラン（2号様式）
	週間計画表（D表）			—
サービス担当者会議	サービス担当者会議の要点（E表別紙）又は介護予防支援経過記録			—
モニタリング	モニタリング様式（任意様式※）又は介護予防支援経過記録			—
評価	評価表（F表）			—
支援の経過	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録（E表）			

※「豊島区独自様式モニタリング・評価表（B表）」は5年4月より廃止、使用不可のため注意。

※介護予防支援および介護予防ケアマネジメントAについては、東京都様式に変えて、国様式である「介護予防サービス・支援計画書」「介護予防支援経過記録」「介護予防サービス・支援評価表」の使用可。

3.介護予防ケアマネジメント実施の手順

②委託について

配布資料4_P7参照

- ケアマネジメントA類型のみ委託可。
- ケアマネジメントB・ケアマネジメントCは委託不可。
- 業務委託範囲「アセスメント～評価」
- 初めて業務委託を受ける場合（受託届）を基幹型センターグループに提出。登録内容更新のため、毎年4月に再提出。豊島区地域包括支援センター運営協議会承認が必要。

豊島区指定介護予防支援業務の受託要件

受託要件1

指定居宅介護支援事業所として、介護保険法その他関係法令等を遵守して運営していること。
また、従事する介護支援専門員については、登録が有効であること。

受託要件2 (研修種別)

必要な知識及び能力を有する介護支援専門員が従事していること。
具体的には、下記(1)～(4)のいずれかの研修を最低3年に1回受講し、情報を更新していること。

	研修の実施主体	研修内容
(1)	都道府県	介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する研修
(2)	豊島区 本日の研修	
(3)	豊島区地域包括支援センター	
(4)	豊島区外の区市町村または地域包括支援センター	

配布資料4
P8～11を
ご覧ください。

※事業所内に(1)～(4)に該当する人が一人もない場合はご連絡ください。

受託要件3

指定介護予防支援に係る責任主体である地域包括支援センターの関与について理解、協力できること。

- 介護予防サービス計画の原案を作成する場合には、適切に作成されているか、内容が妥当か等について地域包括支援センターが確認する。
- 介護予防サービス計画の評価を行った場合には評価の内容を地域包括支援センターが確認し、評価を踏まえ今後の介護予防支援の方針を決定する

3. 介護予防ケアマネジメント実施の手順

③委託時業務プロセス

- 基本的には介護予防支援と同様（委託範囲は③～⑨）



- ①利用申込
- ②契約締結
- ③アセスメント
- ④介護予防サービス計画原案の作成
- ⑤サービス担当者会議
- ⑥介護予防サービス計画の交付
- ⑦サービスの提供
- ⑧モニタリング
- ⑨評価
- ⑩給付管理
- ⑪請求

ここからは…

<本日の内容>

4. 帳票の取り扱いについて

- 介護予防ケアマネジメント
マニュアル（配布資料4）
P12～21をご説明します。

5.運用上の注意点について

①生活保護との関連

②暫定プラン

※詳細については配布資料5のP21～25をご覧ください。

高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）のプランナー（介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの担当者）からの要望があり、生活福祉課の方と学習会を実施時の資料を共有します。

（令和5年1月20日）

5.運用上の注意点について

①生活保護との関連（プラン作成に関する内容）

1 生活保護受給者の暫定プラン利用に関して

暫定プランでサービス利用する場合は、福祉事務所に事前連絡が必要（暫定ケアプラン及び利用票・別表を福祉事務所へ提出していない場合は、サービス利用料が支払えなくなります）

2 居宅療養管理指導（往診）について

外来・往診を問わず医療を受ける際には申請が必要

3 福祉用具購入・住宅改修に関して

福祉用具購入や住宅改修は事前の連絡が必要

5.運用上の注意点について ①生活保護との関連

みなし2号（65歳未満）の介護サービス利用に関すること
配布資料5_P25参照

Hから始まる被保険者番号の方は、福祉事務所が保険者です。

みなし2号の方には存在しない証書等

- 介護保険被保険者証
- 介護保険負担割合証
- 介護保険負担限度額認定証

- 要介護・要支援認定申請書（新規・更新・区分変更）

5.運用上の注意点について

②暫定プラン

配布資料5_P21参照

※詳細は令和3年3月の通知

「暫定（予防）ケアプラン作成時における運用方法の変更について」

必ず通知本文の確認をお願いいたします

令和3年4月利用分～認定結果の見込み違いによる自費負担の発生を防ぐために必要な運用

- ①暫定プラン作成前に、高齢者総合相談センターに連絡し、必要な措置を講じる。
- ②訪問介護・通所介護を位置づける場合、事業所選定の注意あり。
- ③上記②において、暫定プラン作成し、利用者の同意を得ること。
- ④認定結果が確定後、速やかに所定の届出を提出すること。

今年度の情報が一覧にまとめてあります。

豊島区 介護保険以外の主な高齢者福祉施策

- ・この表は、豊島区で行っている介護保険以外の主な高齢者福祉施策をまとめた表です。
- ・それぞれの施策毎に、要介護度や介護保険料所得段階等の要件がございます。
- ※介護保険料所得段階は、毎年7月頃に本人宛に郵送される「介護保険料納入決定通知書」に記載されています。
- ・担当のご利用者様の生活の一助となるサービスですので、ぜひご活用ください。





7. (1) 総合事業を効果的に活用した事例
短期集中通所サービス (C)

(2) 新たな通所サービスの活用方法
「としま入浴通所サービス」
(豊島区委託事業) のケアマネジメント

令和6年4月1日～豊島区総合事業サービスの活用シート(通所型サービス)

令和4年9月2日プランナー部会／令和4年10月4日総合事業初期対応力向上PTにて作成・決定
令和6年4月～としま入浴通所サービス開始に伴う追記

資料9

サービス種別	サービスの特徴	サービスの効果	推奨したい対象像	通所型サービス併用可	ケアマネジメント類型
通所型短期集中サービス (C)	<ul style="list-style-type: none"> ○面談・マンツーマンの指導 ○無料で参加しやすい ○コーチング(自分らしい目標・取組みを一緒に考える) ○気軽に利用しやすい(知らない人と一斉にスタートするので仲間意識が生まれやすい) (利用期間 3か月【12回】) 	<ul style="list-style-type: none"> ○運動の機会の獲得 ○身体状況の把握と向上 ○外出の自信 ○行動変容につながる ○地域の活動の場所につながりやすい (通所B・区民ひろば・フレイルセンター・筋力アップ) ○友達ができる 	<p>【機能状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①セルフマネジメント力があり自己管理可能。助言を受け入れられる。 ②目的がある。(例:3か月後に元気になりたい) <p>【介護の必要性】</p> <p>自分で通える。(タクシー利用、家族の付き添いがあっても可)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○とつながるサロン ○とつながる浴所サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ○ケアマネジメントB
つながるサロン (B)	<ul style="list-style-type: none"> ○通C利用後のつなぎ先 ○社会性を求める人にはニーズが高い ○元気な人も支援が必要な人も垣根のない共有の場 ○元気な人が支えることで、事業対象者～要介護者まで通うことができる。 ○多様で幅広い活動内容(運動系・趣味活動など) (利用期間 1年 再申込み可) 	<ul style="list-style-type: none"> ○孤立感の解消 ○行動範囲の広がり ○活動への参加 ○興味関心・選択肢の拡大 	<p>【機能状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①趣味活動等、やりたいことがある。 ②人と関わりや交流を持ちたい。 <p>【介護の必要性】</p> <p>歩いていける場所に活動拠点がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○すべての通所型サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ○ケアマネジメントC ○ケアマネジメントD
としまリハビリ通所サービス (A8)	<ul style="list-style-type: none"> ○目標が明確 (例)仕事復帰がしたい、デパートで買い物したい ○利用時間が短時間 ○サービスの提供者側(ケアマネ含む)がサービス卒業に向けた意識を持つことが必要。 (利用期間の目安6か月、最長9か月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○機能の改善 (外出可能、歩行状態改善) 	<p>【機能状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①達成したい明確な目標、卒業の意欲が高い。 ②専門職が関わり短期的に改善が望める。 <p>【介護の必要性】</p> <p>送迎が必要な人。(例)医療保険のリハ終了後に集中してやりたい人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○つながるサロン 	<ul style="list-style-type: none"> ○ケアマネジメントA
としま入浴通所サービス (委託)	<ul style="list-style-type: none"> ○目標が明確—自宅での入浴が困難 ○利用時間が短時間 ○エリア限定 (東側圏域) 菊かおる園・東部・中央・ふくろうの杜圏域 ○ケアマネやサービス提供者側に望む視点 <ul style="list-style-type: none"> ①住宅改修・福祉用具の活用を含めて自宅での入浴の可否を評価する。 ②本人の意思や状態の変化に応じて、今後適切なサービスや社会資源につなぐ。 (利用期間 定め無し) 	<ul style="list-style-type: none"> ○身体の衛生状態の保持・感染症予防 ○心身機能の維持改善 (例)人との交流や保清・整容による心理的効果 孤立感の解消、明るく前向きな変化 ○全身状態の観察などアセスメントを強化できる。 ○必要なサービス導入のきっかけになる。 	<p>【機能状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①明確な目的(入浴)があり、生活上必要性が高い。 ②心理的効果が高く、生活全般の改善が期待できる。 <p>【介護の必要性】</p> <p>送迎が必要な人 入浴時、見守り・介助が必要な人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○つながる短期集中通所型サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ○ケアマネジメントA

※ 国相当基準(A6)を利用の方は、上記の通所型サービスのうち、つながるサロン(B)のみ併用が可能。

7. (1) 総合事業サービスを効果的に活用した事例

総合事業サービスを活用し自立支援に向けたプラン作成について、事例を共有します。

- 80代前半・要支援1のAさん
- 腰痛・変形性膝関節症のため歩行が不安定で歩行器の貸与を利用中。
- 高血圧症・高脂血症あり。
- 身長150cm 体重62kg BMI27.5
- もともと社交的な性格だったが、家族の仕事の都合で転居が多く夫が亡くなり一人暮らしになったばかり。区民ひろばの集まりに月2回参加していたが、だんだん足が遠のいてしまった。



Aさんにとって「自分らしくイキイキと生活する」とは…

基本チェックリスト

実施日	氏名	A	年齢	才	男・女
No.	質問項目				いずれかに○をお付け下さい
1	バスや電車で1人で外出していますか				0.はい <input checked="" type="radio"/> 1.いいえ
2	日用品の買い物をしていますか				<input checked="" type="radio"/> 0.はい 1.いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか				<input checked="" type="radio"/> 0.はい 1.いいえ
4	友人の家を訪ねていますか				0.はい <input checked="" type="radio"/> 1.いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか				<input checked="" type="radio"/> 0.はい 1.いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか				0.はい <input checked="" type="radio"/> 1.いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか				0.はい <input checked="" type="radio"/> 1.いいえ
8	15分位続けて歩いていますか				<input checked="" type="radio"/> 0.はい 1.いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか				1.はい <input checked="" type="radio"/> 0.いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか				<input checked="" type="radio"/> 1.はい 0.いいえ
11	6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか				1.はい <input checked="" type="radio"/> 0.いいえ
12	身長(150)cm 体重(62)kgBMI(27.56) (注)				1.はい <input checked="" type="radio"/> 0.いいえ
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか				1.はい <input checked="" type="radio"/> 0.いいえ
14	お茶や汁物等を飲んでむせることがありますか				1.はい <input checked="" type="radio"/> 0.いいえ
15	口の渇きが気になりますか				<input checked="" type="radio"/> 1.はい 0.いいえ
16	週に1回以上は外出していますか				<input checked="" type="radio"/> 0.はい 1.いいえ
17	昨年と比べて外出の回数は減っていますか				<input checked="" type="radio"/> 1.はい 0.いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか				1.はい <input checked="" type="radio"/> 0.いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか				<input checked="" type="radio"/> 0.はい 1.いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか				1.はい <input checked="" type="radio"/> 0.いいえ
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない				1.はい <input checked="" type="radio"/> 0.いいえ
22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった				1.はい <input checked="" type="radio"/> 0.いいえ
23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが、今はおっくうに感じられる				1.はい <input checked="" type="radio"/> 0.いいえ
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だとは思えない				1.はい <input checked="" type="radio"/> 0.いいえ
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする				1.はい <input checked="" type="radio"/> 0.いいえ

(注)BMI(=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m))が18.5未満の場合に該当とする。

<健康状態等> 要支援1・腰痛・変形性膝関節症
・高血圧症・高脂血症

<個人因子> 社交的な性格

<環境因子> 転居が多く一人暮らし

<活動・していること> 不安定だが近隣の買物や
区民ひろばに歩行器で歩いて行くことが可能

<障害要因> 歩行不安定・腰痛・体重コントロール
不良

BMIが27.5
体重コントロール不良

該当する項目は少なく、日常生活上の課題はあまりない。

- ・バスや電車で1人で外出していない
- ・友人の家を訪ねていない
- ・移動が不安定で転倒不安あり。
- ・口の渇きが気になる
- ・昨年と比べて外出の回数が減っている。

興味・関心チェックシート

氏名 年齢: 歳 性別 () 記入日: 年 月 日

表の生活行為について、現在している者には「している」の列に、現在していないがしてみたいものには「してみたい」の列に、する・しない、できる・できないにかかわらず、興味があるものには「興味がある」の列に○を付けてください。どれにも該当しないものは「している」の列に×をつけてください。リスト以外の生活行為に思い当たるものがあれば、空欄を利用して記載してください。

生活行為	している	してみたい	興味がある	生活行為	している	してみたい	興味がある
自分でトイレへ行く	<input type="radio"/>			生涯学習・歴史			<input type="radio"/>
一人でお風呂に入る	<input type="radio"/>			読書	<input type="radio"/>		
自分で服を着る	<input type="radio"/>			俳句			<input type="radio"/>
自分で食べる	<input type="radio"/>			書道・習字		<input type="radio"/>	
歯磨きをする	<input type="radio"/>			絵を描く・絵手紙			<input type="radio"/>
身だしなみを整える	<input type="radio"/>			パソコン・ワープロ		<input type="radio"/>	
好きなときに眠る	<input type="radio"/>			写真			<input type="radio"/>
掃除・整理整頓	<input type="radio"/>			映画・観劇・演奏会		<input type="radio"/>	
料理を作る	<input type="radio"/>			お茶・お花		<input type="radio"/>	
買い物	<input type="radio"/>			歌を歌う・カラオケ		<input type="radio"/>	
家や庭の手入れ・世話	<input type="radio"/>			音楽を聴く・楽器演奏	<input type="radio"/>		
選択・洗濯ものたたみ	<input type="radio"/>			将棋・囲碁・ゲーム			
自転車・車の運転				体操・運動	<input type="radio"/>		
電車・バスでの外出	<input type="radio"/>			散歩	<input type="radio"/>		
孫・子供の世話				<small>ゴルフ・グラウンドゴルフ・水泳・テニスなどのスポーツ</small>			
動物の世話				ダンス・踊り		<input type="radio"/>	
友達とおしゃべり・遊ぶ	<input type="radio"/>			野球・相撲観戦			
家族・親戚との団らん	<input type="radio"/>			競馬・競輪・競艇・パチンコ			
デート・異性との交流				編み物	<input type="radio"/>		
居酒屋に行く				針仕事	<input type="radio"/>		
ボランティア			<input type="radio"/>	畑仕事		<input type="radio"/>	
地域活動（町内会・老人クラブ）							
お参り・宗教活動							

やっていること
 友達とのおしゃべり・読書・音楽鑑賞・旅行・編み物

してみたいこと
 習字・PC・観劇・華道茶道・歌・踊り・畑仕事

興味があること
 ボランティア・仕事・生涯学習・俳句・絵手紙・写真

社会参加への意欲が高く、「地元で交流の場に通いたい」という目的を確認
 →そのためには、安定して外出するための**筋力向上と栄養改善**が必要

(出典) 「平成25年度老人保健健康増進
 けたりハビリテーションの効果と質に関
 一般社団法人 日本作業療法士協会 (20

【目標の再確認】 地元の交流の場に参加し、自分の趣味を楽しみたい。

【ケアプラン①】 歩行器レンタル

プラン変更

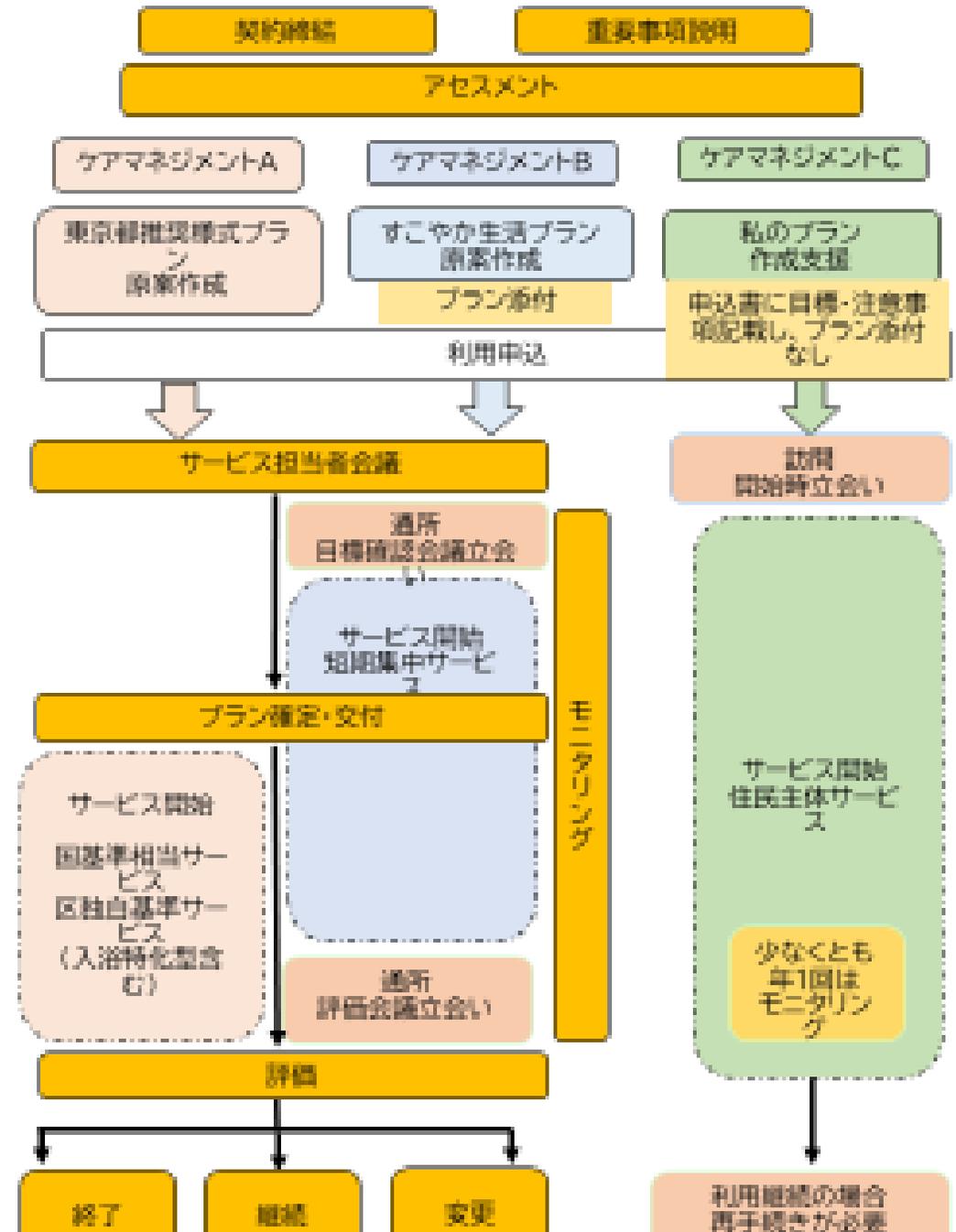
【ケアプラン②】 3か月間の短期集中通所型サービスを追加。

本人の変化

サービス終了時評価の結果

- ・ 握力・（通常・最大）5m歩行速度・CS-30
 - ・ Timed Up & Go Test・身長・体重・BMI・イレブンチェック
- 検査値が向上

→本人のモチベーションの向上により、筋力維持のために区民ひろばの「としまる体操」と自分の趣味に合うサロン（通所B）の参加開始。



7.(2)新たな通所サービスの活用方法

「としま入浴通所サービス」
(豊島区委託事業)の
ケアマネジメント

配布資料5_P14~20 を
活用して説明します。

ご清聴いただき、ありがとうございました

修了証が必要な方はお帰りの際に
参加票を受付にご提出ください。

